

Subject: Re: 医師作成の説明書・申立書・陳述書について

From: 弁護士 [REDACTED]

To: [REDACTED]

Date: 2010/12/23, Thu 18:54

[REDACTED] 様

こんばんは。
証拠保全申立書、陳述書を修正しましたのでお送りします。
ご検討ください。
陳述書を早速送っていただいてありがとうございました。

1 検証物目録について

電子カルテのアクセス記録については、仮に存在したとしても資料が膨大となり保全が難しいと思います。なお、目録第10項で、電子カルテの更新履歴の保全をも求めています。これについても証拠保全の実務上運用上保全が認められないことが少なくないです。もっとも、仮に今後訴訟を提起することになった場合に、明らかに改ざんの疑われる箇所があれば、別途更新履歴の開示を手続上求めることは可能です。

診療報酬請求明細書については、判例上患者に開示請求権が認められておらず、申立をしたとしても認められません。

その他各記録については目録に記載してみました。原則として、証拠保全は網羅的に記録を抑えるので、目録の記載についてはそれほどご心配になる必要はありません。

2 証拠保全手続への同席について

皆様が同席されたいとのご希望は裁判官に伝えます。ただ、もしかすると、全員ではなく、どなたか代表の出席にして欲しいと言われるかも知れません。そのときは、[REDACTED]にいらしていただこうと思います。

3 記録の写しについて

記録については、当方で保全の上写しを取った記録について、ご希望の部数を当方で再度写しをとってお送りいたします。ただ、実費が発生しますので、保全が終了した時点でご相談します。

ご質問があればいつでもおっしゃってください。

弁護士 [REDACTED]

(個人)

(事務所)

tel : [REDACTED]